

選 択 約 款
(市場連動プラン特約)

レ ジ ル 株 式 会 社

2026年 4月 27日 実 施

1 対象となるお客さま

- (1) この選択約款（市場連動プラン特約）（以下「この選択約款」といいます。）は、当社の電気需給約款〔高圧・特別高圧〕（以下、「需給約款」といいます。）にもとづき、需給約款等にて規定される需給契約（以下「需給契約」といいます。）に付加して適用する特約を定めるものです。
- (2) この選択約款は、需給約款等の適用を受けるお客さまであって、この選択約款における特約の適用を希望し、当社との協議が調ったお客さまに適用いたします。

2 特約

この選択約款における特約は、市場連動プラン特約といたします。

3 特約の内容

- (1) この選択約款の適用を受ける需給契約において電力量料金単価は(2)で定める補正後市場価格とし、電力量料金は補正後市場価格に調達量を乗じて算定いたします。この場合、電力量料金には、別表9（燃料費等調整）にて算定される燃料費等調整額を差し引きせず、また加えません。
- (2) 補正後市場価格は以下の2つの金額の合計といたします。
 - (ア) 電圧区分毎に定める標準接続送電サービスの電力量料金単価に託送供給等約款別表5（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を差し引き、または加算した金額
 - (イ) 各エリアの30分コマ毎のエリアプライスに各一般送配電事業者が託送供給等約款においてそれぞれ定める損失率で補正して消費税等相当額を加算した金額なお、「各エリアの30分コマ毎のエリアプライス」とは、一般社団法人日本卸電力取引所（JEPX）が公表する各エリアの30分コマ毎（1日を毎時0分から30分までと毎時30分から0分までの48個に区切った30分単位を指すもの）のエリアプライスです。
- (3) この選択約款の適用を受ける需給契約において料金は基本料金、電力量料金、需給約款の別表4（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、および4（容量拠出金調整額の算定および通知）で定める容量拠出金調整額、5（契約管理費）の合計といたします。

4 容量拠出金調整額の算定および通知

- (1) 当社は、電力広域的運営推進機関より平均市場価格算定期間として対象となる月（以下、「算定対象月」といいます。）分として当社に請求される見込みの容量拠出金のうち、この選択約款適用対象分をお客さまの算定対象月以前の契約電力を用いて概算し算出した金額を、契約電力1kWあたりの単価（以下、「容量拠出金調整概算単価」といいます。）として設定したうえで、容量拠出金調整概算単価にお客さまの算定対象月に対応した補正後平均市場価格適用期間の契約電力値を乗じて算定した金額を、容量拠出金調整概算額として請求いたします。なお、当社が算定対象月分として算定した容量拠出金調整概算額と、実際に電力広域的運営推進機関より請求された当該算定対象月分の容量拠出金のうち、この選択約款適用対象分を、お客さまの当該算定対象月分の契約電力を

用いて算出した金額との間に差異があった場合には、その差異をこの選択約款適用対象分の契約電力の合計で除した 1kW あたりの精算単価（以下、「精算単価」といいます。）として、当該差異が確定した時点で精算が可能な月の料金において、精算いたします。この場合、お客さまには当月の容量拠出金調整概算単価と精算単価を合算した 1kW あたりの単価（以下、「容量拠出金調整単価」といいます。）に当月の契約電力値を乗じた金額（以下、「容量拠出金調整額」といいます。）を請求いたします。なお、精算が不要となった場合、容量拠出金調整概算単価を容量拠出金調整単価とし、同様に当月の契約電力値を乗じて容量拠出金調整概算額を容量拠出金調整額として請求いたします。

- (2) 前項により算定された容量拠出金調整単価は事前に当社 WEB ページなどを通じてお客さまに通知いたします。
- (3) お客さまが新しく需給契約を開始した場合、供給開始日の属する月において発生した容量拠出金概算調整額の精算額を含んだ金額で請求いたします。
- (4) 需給契約が終了した場合、供給終了日の属する月の請求にて行われる精算を行った以降に発生する容量拠出金調整額の精算額については請求いたしません。

5 契約管理費

契約管理費は以下の算定式によって求められる金額とします。なお、契約管理費単価は、需給約款 6（需給契約の申込み）に定める当社所定の様式によりお客さまと当社との協議により定めるものといたします。

$$\text{(算定式)} \quad \text{契約管理費} = \text{使用電力量 kWh} \times \text{契約管理費単価}$$

6 需給契約の解約等に係る特別措置

当社は、お客さまが需給約款 3 7（1）の定めにより需給契約を解約される場合は、需給約款 3 8（1）に定める料金の精算を行わないものといたします。

また、当社が当該一般送配電事業者から、需給契約の消滅または変更にともなう工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該金額を申し受けます。

7 特約の成立および適用期間

- (1) 特約は、お客さまが 2（特約）に定める特約の適用を当社所定の様式により当社に申し込み、これを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 特約の適用開始日は、供給開始日といたします。
- (3) 特約の適用期間は、開始日から需給契約の終了日までといたします。

8 特約の廃止

需給契約が消滅したときは、当該需給契約の消滅日をもって、特約の適用を廃止いたします。

9 提供の中止等

当社は、天災地変、戦争、法令の制定または改廃、制度変更、取引環境の変化その他当社の責めによ

らない事由により特約の全部または一部の履行が困難となった場合は、当該特約の変更、提供を中止または終了する場合があります。この場合には、当社は対象となるお客さまに対し、特約の提供を中止または終了する日を当社が適当と認める方法により事前にお知らせいたします。また、当社は、これによりお客さまが受けた損害について、賠償の責めを負いません。

10 その他

- (1) この選択約款に定める事項は、需給契約とあわせて需給契約の一部を構成するものいたします。
- (2) この選択約款に定める事項について、需給約款等に異なる定めがある場合は、当該事項については、需給約款等によらず、この選択約款によるものとし、この選択約款に定めのない事項（この選択約款の変更ならびにこの選択約款の変更にもなう供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付に関する事項を含みます。）については、需給約款等によるものいたします。この場合、当該定めのない事項に需給約款等を適用するにあたっては、需給約款等のうち「この需給約款」とあるのは、「この需給約款および選択約款」と読み替えるものいたします。

附 則

1 この選択約款の実施期日

この選択約款は、2026年4月27日から実施いたします。